別表第２（第５条関係）

事前協議を要する区域

　対象とする区域は、次に掲げる区域であり、施設整備を予定する土地の全部又は一部が

区域内にある場合とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区域名 | 内容 |
| 土砂災害警戒区域 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第７条第１項により別途定めた区域 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害防止法第９条第１項により別途定めた区域 |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項により別途定めた区域 |
| 砂防指定地 | 砂防法（明治30年法律第29号）第２条により別途定めた区域 |
| 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項により別途定めた区域 |
| 津波浸水想定区域 | 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第８条第１項により別途定めた区域 |
| 洪水浸水想定区域 | 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第１項又は第２項により別途定めた区域 |